（中期計画に定めた不要財産の払戻し等の催告に係る通知）

第十七条の三　機構は、通則法第四十四条第三項の中期計画において通則法第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合において、通則法第四十六条の三第一項の規定により、不要財産について、地方公共団体に対し当該不要財産に係る出資額として財務大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨を催告しようとするときは、前条第一項各号に掲げる事項を財務大臣に通知しなければならない。

（催告の方法）

第十七条の四　通則法第四十六条の三第一項に規定する主務省令で定める催告の方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）による提供とする。

一　不要財産の内容

二　通則法第四十六条の三第一項の規定に基づき不要財産に係る出資額として財務大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨

三　通則法第四十六条の三第一項に規定する払戻しについて、次に掲げる方法のうち、いずれの方法によるかの別及びその理由

イ　不要財産の払戻しをすること

ロ　通則法第四十六条の三第三項に規定する財務大臣が定める基準により算定した金額により払戻しをすること

四　払戻しを行う予定時期

五　第三号ロの方法による払戻しの場合における当該払戻しの見込額（機構法第十四条の二第一項に規定する帳簿価額を超える額（以下この号及び第十七条の六において「簿価超過額」という。）がある場合には、当該簿価超過額を含む。）

（不要財産の譲渡の報告等）

第十七条の五　機構は、通則法第四十六条の三第三項の規定により、不要財産の譲渡を行ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を財務大臣に提出するものとする。

一　不要財産の内容

二　譲渡によって得られた収入の額（次条第二項において「譲渡収入額」という。）

三　譲渡に要した費用の費目、費目ごとの金額及びその合計額

四　譲渡した時期

五　通則法第四十六条の三第二項の規定により払戻しを請求された持分

2　前項の報告書には、同項各号に掲げる事項を証する書類を添付するものとする。

3　財務大臣は、第一項の報告書の提出を受けたときは、通則法第四十六条の三第三項の規定により財務大臣が定める基準に従い算定した金額（当該算定した金額が同項第五号の持分の額に満たない場合にあっては、当該持分のうち同条同項の規定により財務大臣が定める額の持分を含む。）を機構に通知するものとする。

4　機構は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、同項の規定により通知された金額により、第一項第五号の持分（当該通知された金額が当該持分の額に満たない場合にあっては、前項の規定により財務大臣から通知された額の持分）を、請求をした地方公共団体に払い戻すものとする。

（簿価超過額の地方公共団体への納付）

第十七条の六　機構は、簿価超過額があった場合には、機構法第十四条の二第一項ただし書の規定によりその全部又は一部の金額を地方公共団体に納付しないことについて認可を受けようとするときを除き、当該簿価超過額を前条第四項の払戻しと併せて地方公共団体へ納付するものとする。

2　機構は、簿価超過額があった場合において、機構法第十四条の二第一項ただし書の規定によりその全部又は一部の金額を地方公共団体に納付しないことについて認可を受けようとするときは、前条第一項の報告書の提出と併せて、次に掲げる事項を記載した申請書を財務大臣に提出しなければならない。

一　不要財産の内容

二　帳簿価額、譲渡収入額及び簿価超過額

三　簿価超過額のうち、認可を受けようとする金額及びその理由

3　機構は、機構法第十四条の二第一項ただし書の認可を受けたときは、遅滞なく、簿価超過額から当該認可を受けた金額を控除した額を地方公共団体へ納付するものとする。

（資本金の減少の報告）

第十七条の七　機構は、通則法第四十六条の三第四項の規定により資本金を減少したときは、遅滞なく、その旨を財務大臣に報告するものとする。

（譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引）

第十七条の八　財務大臣は、機構が通則法第四十六条の二第二項又は第四十六条の三第三項の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができる。

第十八条の見出しを「（通則法第四十八条第一項に規定する主務省令で定める重要な財産の処分等の認可の申請）」に改める。

第十九条の見出しを「（通則法第四十八条第一項に規定する主務省令で定める重要な財産）」に改める。

○財務省・農林水産省令第一号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十七号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第八条第三項、第四十六条の三第一項及び第五十条の規定に基づき、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の基礎的研究業務及び民間研究促進業務に係る財務及び会計に関する省令及び独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十一月二十六日

財務大臣　野田　佳彦

農林水産大臣　鹿野　道彦

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の基礎的研究業務及び民間研究促進業務に係る財務及び会計に関する省令及び独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

（独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の基礎的研究業務及び民間研究促進業務に係る財務及び会計に関する省令の一部改正）

第一条　独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の基礎的研究業務及び民間研究促進業務に係る財務及び会計に関する省令（平成十五年財務省・農林水産省令第三号）の一部を次のように改正する。

第九条を第十七条とする。

第八条の見出しを「（通則法第四十八条第一項の主務省令で定める重要な財産の処分等の認可の申請）」に改め、同条を第十六条とする。

第七条の見出しを「（通則法第四十八条第一項の主務省令で定める重要な財産）」に改め、同条を第十五条とする。

第六条を第九条とし、同条の次に次の五条を加える。

（不要財産に係る民間等出資の払戻しの認可の申請）

第十条　研究機構は、通則法第四十六条の三第一項の規定により、基礎的研究業務及び民間研究促進業務に係る民間等出資に係る不要財産（同項に規定する民間等出資に係る不要財産をいう。以下同じ。）について、当該民間等出資に係る不要財産に係る出資者（以下単に「出資者」という。）に対し当該民間等出資に係る不要財産に係る出資額として農林水産大臣及び財務大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨を催告することについて認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

一　民間等出資に係る不要財産の内容

二　不要財産であると認められる理由

三　当該不要財産の取得の日及び申請の日における不要財産の帳簿価額（現金及び預金にあっては、取得の日及び申請の日におけるその額）

四　当該不要財産の取得に係る出資の内容（出資者が複数ある場合にあっては、出資者ごとの当該不要財産の取得の日における帳簿価額に占める出資額の割合を含む。）

五　催告の内容

六　当該不要財産により払戻しをする場合には、当該不要財産の評価額